

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第2項の請求に係る訴え及び同第3項の請求に係る訴えのうち被告国に対する口頭弁論終結日の翌日以後に生ずる損害賠償金の支払を求めらるる部分をいずれも却下する
- 2 原告らの被告国に対するその余の請求をいずれも棄却する
- 3 原告らと被告国との間において生じた訴訟費用は原告らの負担とする
- 4 被告国につき仮執行宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日が経過した時とすることとの判決を求める。

第2 本案前の答弁

1 要旨

請求の趣旨第2項の請求は、民事上の請求として、被告国が、被告九州電力株式会社（以下「被告会社」という。）に対し、訴状別紙原子力発電施設目録記載の施設（以下「本件施設」という。）の操業をさせないようにすることを求めるもの（以下「本件操業停止行為請求」という。）であるところ、同請求は、主務大臣（経済産業大臣）に対し、公権力の発動として、本件施設の原子炉（以下「本件原子炉」という。）の設置許可の取消し、その運転停止、原子炉施設の使用停止等の行政規制権限を行使することを求める趣旨を必然的に含むものであるから、請求の趣旨第2項の請求に係る訴えは、民事訴訟としては不適法であり、却下を免れない。

また、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求めらるる部分（以下「本件将来給付請求」という。）は、将来の給付を求める訴えに該当するが、当該請求は、その内容・性質から

みて、現在の時点における事実上及び法律上の関係から将来における請求権の成否及びその内容が一義的に明確にならないものであるから、権利保護の要件を欠くものであって、その請求権は将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くので、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち被告国に対する本件将来給付請求の部分は、将来の給付の訴え（民事訴訟法135条（以下「民法」という。））として不適法であり、却下を免れない。

以下、詳述する。

2 請求の趣旨第2項の請求に係る訴えが不適法であること

(1) 本件操業停止行為請求には、本件施設の操業を停止させるため主務大臣（経済産業大臣）がその権限を発動することを求める請求が含まれていること

原告らが請求の趣旨第2項で被告国に求めている請求の趣旨は、本件施設を「操業させてはならない」というものであるが、この請求の趣旨自体からは、本件施設の操業をさせないために被告国に対して具体的にいかなる行為をせよというのかは判然としない。

ところで、本件原子炉を含む本件施設は、被告会社の所有・管理に係るものであり、本件原子炉は、被告会社が、内閣総理大臣（当時。現在の主務大臣は経済産業大臣）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）23条1項1号に基づく設置許可を受けて、設置・管理し、運転しているものであって、被告国が運転しているものではない。原告らも自認するように、本来、差止請求訴訟は、差止めの対象となる行為を行っている者を被告として提起されるものであって、行為者以外の第三者に対して差止めの対象となる行為を止めさせるよう求める場合には、その第三者が当該行為者に対してそのような措置を行うことができる法的な権限を有するものでなければ、その請求は、それ自体失当なものであって、棄却を免れない。

以上の点に関連して原告の主張を付度すると、原告らは、被告国（主務大

臣)の本件施設に係る権限として、原子炉等規制法に基づく原子炉の設置の許可の条件(同法23条ないし25条)、設計・工事方法の認可(同法27条)、使用前検査(同法28条)、施設定期検査(同法29条)、保安規定の認可(同法37条)等の原子炉の管理運営に関する規制権限、原子炉設置許可の取消し又は1年以内の期間を定めて原子炉の運転停止を命ずる権限(同法33条)、原子炉施設の使用停止等の措置を命ずる権限(同法36条1項)を挙げ、被告国(主務大臣)がこれらの権限を行使して本件施設の操業を停止し得るべき地位にあると主張するものようである(訴状35ないし37ページ参照)。

そうすると、原告らの本件操業停止行為請求は、主務大臣において原子炉等規制法に基づく上記各種の規制権限を被告会社に発動することを求める趣旨を含むものであると解される。

(2) 原子炉等規制法に基づき原子炉の設置許可を取り消し、その運転を停止させるなどの主務大臣に付与された規制権限の行使が行政処分に当たること

上記各種の規制権限の法的性質について検討すると、以下に述べるとおり、それらは行政規制権であり、その発動は公権力の行使としての行政処分を含むものである。

ア 原子力施設に係る法規制の概要

まず、我が国の原子力施設に係る法規制の概要について指摘すると、次のとおりである。

我が国の原子力安全規制の体系は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)を基本法とし、原子炉等規制法、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号、以下「電事法」という。)、原子力災害対策特別措置法等を個別法とする。

(ア) 原子力基本法

原子力基本法は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、

将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図ることなどを目的とし（同法1条）、原子力委員会及び原子力安全委員会（同法4条ないし6条）並びに原子力の開発機関（同法7条）を設置すること、核燃料物質の管理（同法12条、13条）及び原子炉の管理（同法14条ないし16条）等について規制を行うことなどについて、その大綱を示すとともに、その具体的な内容のほとんどを他の法律に委ねている。そして、核燃料物質の管理及び原子炉の管理については、原子炉等規制法等の個別法が具体的に規定している。

(イ) 原子炉等規制法

a 目的及び分野別安全規制の体系

原子炉等規制法は、原子力基本法にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が、平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、精錬、加工、貯蔵、再処理及び廃業の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことを目的とするものであるが（同法1条）、これらの必要な規制については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用に係るものを各種分野に区分し、これらの分野別に行うこととしている。

b 原子炉等規制法における原子炉の設置、運転等に対する段階的安全規制の体系

原子炉等規制法における原子炉の設置、運転等に関する安全規制の体系は、原子炉の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に対応して原子炉設置の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可、定期検査といった規制手続を介在させ、これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るという方法が採られて

いる。

すなわち、原子炉を設置しようとする者は、①主務大臣（原子炉等規制法23条1項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の原子炉設置許可（同法23条1項）を受けた後に、②工事に着手するためには、設計及び工事の方法について主務大臣の認可を受けなければならない（同法27条1項）、③原子炉の運転を開始するためには、主務大臣の使用前検査を受け、これに合格しなければならない（同法28条1項）。また、保安規定を定め、これにつき主務大臣の認可を受けなければならない（同法37条1項）、さらに、④運転開始後においても、一定の時期ごとに定期検査を受けなければならない（同法29条1項）。

c. 原子炉の設置許可手続

原子炉の設置、運転等に関する段階的安全規制の第一段階は、原子炉の設置許可手続である。

実用発電用原子炉を設置しようとする者は、経済産業大臣の原子炉設置許可を受けなければならない（原子炉等規制法23条1項1号）、設置許可に係る事項のうち一定の事項を変更しようとする場合には、改めて許可を受けなければならない（同法26条1項）。

主務大臣は、実用発電用原子炉の設置ないし変更の許可申請が原子炉等規制法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず、許可をする場合には、あらかじめ、同項1号、2号及び3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会の意見を、同項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を、それぞれ聴かなければならない（同法24条2項、26条4項）。

原子炉等規制法 24 条 1 項 3 号（技術的能力に係る部分に限る。）及び 4 号の許可基準の定めは、原子炉を設置しようとする者の技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査を行う趣旨に基づくものであり、この設置許可の段階の安全審査は、当該原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる事項のみをその対象とし、その機能は、原子炉施設の詳細設計、建設及び工事の前提となる基本事項を確定し、これらに対し一定の枠づけを与えるものである。

なお、本件原子炉については、①昭和 45 年 12 月に 1 号機の設置許可を経た後、②昭和 51 年 1 月に 2 号機を増設する旨の変更許可が、③昭和 59 年 10 月に 3 号機及び 4 号機を増設する旨の変更許可がそれぞれされている。

d 運転開始後の保安規制

原子炉等規制法においては、事業や原子炉の運転の開始後、操業段階における事業者等の保安活動を様々な方法で規制しており、原子炉施設の保全、原子炉の運転、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄について保安のために所定の措置（保安措置）を講ずべきこと（同法 35 条）、法令等遵守のための体制その他の事項についての保安規定を定め、主務大臣の認可を受け、遵守し（同法 37 条 1 項ないし 4 項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号）16 条）、かつ、その遵守状況に係る定期に行う検査（保安検査）を受けること（同法 37 条 5 項）等が定められている。

e 原子炉の設置許可の取消し、原子炉の運転停止、原子炉施設の使用の停止等

原子炉等規制法 33 条 1 項は、原子炉設置者が正当な理由がないの

に、主務省令で定める期間に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き1年以上その運転を休止したときは、設置許可を取り消すことができる旨規定し、同条2項は、同法26条1項により変更の許可を受けるべき事項を許可を受けずに変更したとき(2号)、同法37条により保安規定を定め、認可を受け、これを遵守すべき義務等に違反したとき(4号)等に設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる旨規定している。同法33条1項は、原子炉設置者は原子炉の設置を許可された以上、原子力の計画的利用を図るためこれを運転すべきであり、これに反した場合には、主務大臣に原子炉設置者の地位を剥奪し得る権限を付与した趣旨であり、同条2項は、原子炉設置者が同法の規定又は命令に違反した場合には、同法が当該規定や命令を定めて原子炉に関する規制を行った趣旨が損なわれないよう、主務大臣に原子炉設置者の地位を剥奪し、又は一定期間、原子炉の運転停止を命ずることができる権限を付与した趣旨である。

また、原子炉等規制法36条1項のうち、後段は、原子炉施設の保全、原子炉の運転又は核燃料物質等の運搬等に関する措置が省令の規定に違反していると認めるときは、原子炉施設の使用の停止、改造又は移転等の保安のために必要な措置を命ずることができる旨規定している。これは、原子炉施設の保安確保等の観点から、違反に対する措置を定めたものである。

なお、原子炉等規制法36条1項前段において、主務大臣は、原子炉施設の性能が同法29条2項の技術上の基準に適合していないと認めるときに保安のために必要な措置を命ずることができる旨規定されているが、本件施設のような実用発電用原子炉に係る原子炉施設については、同法73条によって、同法29条(定期検査)の適用は除外

され、これに代えて、電事法が定期検査（同法54条）及び定期事業者検査（同法55条）を定め、事業用電気工作物である原子炉施設が同法39条1項の技術基準に適合しないと認めるときは、経済産業大臣が同施設を設置する者に対し、その技術基準に適合するように修理、改造等し、若しくはその使用を一時停止すべきこと又はその使用を制限することができる旨規定している（同法40条）。

イ 本件操業停止行為請求に係る規制権限の発動は行政処分を含むこと

行政処分とは、行政庁が公権力の発動として行う行為であって、これにより直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭和30年2月24日第一小法廷判決・民集9巻2号217ページ、昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809ページ）。

前記アで述べた原子炉等に対する規制の仕組みを前提にして、被告国が被告会社に対して本件施設の操業を停止させることができる地位にあることの根拠として原告らが指摘する規制権限のうちその主要なものである原子炉等規制法33条に基づく原子炉の設置許可の取消しや原子炉の運転停止命令、同法36条1項による原子炉施設の使用停止等についてみると、いずれも、主務大臣が行政法規によって付与された規制権限である。そして、同法33条に基づく原子炉設置許可の取消しは、後発的事情により設置許可の効力を将来に向かって消滅させ（いわゆる「行政処分の撤回」に当たる。）、原子炉設置者の地位を剥奪するという法的効果を持つものであり、原子炉の運転停止命令は、これを受けた事業者に対し、同命令に従って一定期間、原子炉の運転を停止すべき法的義務を負わせるものであり、同法36条1項に基づく原子炉施設の使用停止等は、これを受けた事業者に対し、事業の遂行に必要な原子炉施設の使用を一定期間停止すべき法的義務を負わせるものである。

以上によれば、原告らが指摘する主要な規制権限の発動は、主務大臣による公権力の行使に当たり、事業者の権利義務を形成変更するものであるから、これらの規制権限を行使する主務大臣の行為は、行政事件訴訟法3条1項（以下「行訴法」という。）にいう行政処分に当たるといふべきである。

ウ 本件操業停止行為請求が公権力の発動やその取消変更を求める請求を含むものであること

以上によれば、本件操業停止行為請求は、被告会社による本件施設の操業を停止させることを被告国に求めるものであるところ、そのためには主務大臣が原子炉等規制法等により付与された行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動が不可欠なものであるから、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を必然的に包含するものといふべきである。

(3) 公権力の発動やその取消変更を求める趣旨を包含する民事上の請求は不適法であり、本件操業停止行為請求もこれに該当すること

民事上の請求が適法といえるためには、その請求の基礎となる権利義務関係が私法上のものであることはもとより、その請求の具体的内容が民事上の請求として許容されるものであることを要する。当該請求が民事上の請求の形式によってはいても、その実質が公権力の行使の取消変更ないしその発動による権利義務の形成や不利益の除去を求めるものである場合には、私法上の権利の有無及び内容を確定するといった民事訴訟の実質は失われ、抗告訴訟の性質を帯びるものとなり、民事訴訟の訴訟物として一般的適格性を欠くものといふことができる。一方、行訴法は、行政処分の有する公定力や行政庁の第一次的判断権との関係に配慮しつつ、処分取消訴訟、差止訴訟及び義務付け訴訟などの類型ごとに、それらの訴訟が適法となる要件を定めているところ、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める実質を有する請求

について、これを民事上の請求として許容することは、抗告訴訟で定められた手続を潜脱する事態を生じさせることにもなる。以上のことからすると、ある請求の実質が公権力の行使の取消変更ないしその発動を求めるものである場合には、民事訴訟の訴訟物として適格性を欠くものとして、当該請求は不適法なものというべきである（以上につき、最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ（以下「大阪国際空港訴訟大法廷判決」という。）、最高裁判所判例解説民事篇昭和56年度743、744、759及び760ページ参照）。

これを本件操業停止行為請求についてみると、既に指摘したとおり、本件操業停止行為請求は、被告国（主務大臣）に対し、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求であるから、不適法というべきである。

なお、原告らは、最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決（民集47巻2号643ページ。以下「厚木基地訴訟最高裁判決」という。）を引用して、同判決は、「国が、国以外の第三者の行為を法律上規制・制限する権限を有する場合には、その第三者の行為の差止めを国に対して請求することを認めている」と主張する（訴状36ページ）。しかし、同判決は、米軍機の離着陸の差止め請求について、国に米軍機の運航等を規制、制限する権限がないことから、国を相手方として、その支配の及ばない米軍機の離着陸等の差止めを求めることはできず、その請求は主張自体失当である旨判示し、また自衛隊機の離着陸の差止め請求について、自衛隊機については国の支配が及ぶが、その離着陸の差止めを求めることは自衛隊機の運航に関して防衛庁長官（当時）に付与された権限の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するものであり、民事上の請求として不適法であると判示したものであり、上記の原告らが主張するようなことを判示したのではない。原告らの上記主張は、同判決を曲解したものであって、失当である。

3 請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち被告国に対する本件将来給付請求の部分は不適法であること

(1) 将来の給付の訴えが許容される場合

原告らは、本件施設が継続的に操業されることにより将来にわたり精神的苦痛を被るとして、これに対する慰謝料として、その操業停止に至るまでの間1か月当たり1万円の支払を求めているところ(訴状38ページ)、同請求に係る訴えのうち口頭弁論終結日以降の支払を求める本件将来給付請求の部分は、将来の給付を求める訴え(民訴法135条)に該当する。

民訴法135条は、将来の給付を求める訴えについて、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる」と規定しており、同訴えが適法となるためには、その請求の内容・性質からして、現在の時点における事実上及び法律上の関係から将来における請求権の成否及びその内容が一義的に明確なものであることを要するというべきである。これを将来の不法行為に係る損害賠償請求についてみると、不法行為が現在の時点において行われており、それが将来も継続することが予測される場合であっても、将来においてその不法行為の成立原因となる事実関係ないし法律関係の変動が予測され、そのため将来の時点の不法行為の成否及びその内容が一義的に明確にならないような場合には、当該不法行為の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を及ぼすべき事実関係ないし法律関係の変動が内容的に限定されておらず、また、その変動の有無は債務者にとって明白であるとはいえないので、このような変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生ととらえ、請求異議の訴えによりその発生を証明して執行を阻止しなければならない負担を債務者に課することは不当であり、当該不法行為における当事者間の衡平を害することになって相当ではなく、このような将来の不法行為に係る損害の賠償請求は権利保護の要件を欠くものである。したがって、このような将来の損害賠償請求権は、将来の給付の訴えにおける

請求権としての適格を欠くというべきである（前掲大阪国際空港訴訟大法廷判決・民集35巻10号1369ページ参照）。

(2) 本件将来給付請求に係る部分の訴えが不適法であること

本件将来給付請求において原告らが不法行為であると主張するのは本件施設の操業行為であるところ、将来における操業行為がその時点で不法行為に該当するかどうか、原告らが受忍限度を超える被害を被るかどうかは、本件施設に係る法的規制、本件原子炉の運転状況、本件施設の保守管理状況、原告らの生活状況、居住環境といった変動の可能性がある諸事情によって左右されるものであり、現時点において将来におけるこれらの事実関係ないし法律関係を一義的に明確に認定することはできないものである。

したがって、本件将来給付請求は権利保護の要件を欠くものであり、その請求権は将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を欠くから、請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち本件将来給付請求に係る部分は不適法というべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 はじめに」について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴い発生した津波等に起因して、福島県双葉郡大熊町及び双葉町内に所在する東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原発」という。）において放射性物質が環境に放出される事故（以下「本件事故」という。）が発生したこと、その結果、地域住民が避難を余儀なくされていることは認める。本件事故の評価にわたる部分は争う。

2 「第2 当事者」について

(1) 「1 原告ら」について

原告らの居住地は不知。その余は争う。

(2) 「2 被告九州電力株式会社」について

認否の限りでない。

(3) 「3 被告国」について

一般論として、被告国が原子力政策を推進してきたことは認める。

3 「第3 玄海原子力発電所を含む原子力発電施設の危険性」について

(1) 「1 3. 11事故以前から指摘されていた危険性の内容」について

日本列島が太平洋プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレートの4つのプレートにまたがっていること、本件の提訴日時時点で日本列島に54基の原子力発電所が設置されていたことは認める。その評価にわたる部分は争う。

(2) 「2 原子力安全神話の構築」について

被告会社に関する部分（訴状9ページ4ないし6行目）については、認否の限りでない。

その余のうち、原子力発電所の安全対策は「多重防護」を基本に考えられていること、被告国が一般論として原子力政策を推進してきたことは認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「3 3・11事故の内容及びそれによる被害（原子力安全神話の崩壊）」について

ア 「(一) 事故の概要」について

(ア) 冒頭部分（訴状9ページ11行目以下）について

おおむね認める。ただし、「1号機から3号機までの3基の原子炉がすべて冷却材喪失事故（LOCA）に陥」ったことは否認する。

(イ) 「(1) 放射性物質の拡散状況」について

本件事故によって放射性物質が環境に放出されたことは認め、その余は否認する。

(ウ) 「(2) 大気への放出」について

経済産業省原子力安全・保安院が平成23年6月に本件事故によって大気中へ放出された放射性物質は約77万テラベクレルであると公表したことは認め、その余は否認する。

(エ) 「(3) 海洋への放出」について

不知。

(オ) 「(4) 総放出量」について

本件事故につき、経済産業省原子力安全・保安院が平成23年4月12日に国際原子力事象評価尺度（INES）におけるレベル7の暫定評価を行ったこと、チェルノブイリ原子力発電所の事故がINESにおけるレベル7の評価であるとの限度で認める。

(カ) 「(5) 現在の放出量」について

おおむね認める。

イ 「(二) 放射性物質の拡散による市民生活への影響」について

(ア) 「(1) 健康被害—放射性被曝の危険性」について

放射線に被曝すると健康被害を及ぼすことがあること、放射線には原子を構成している電子を吹き飛ばし、分子を切断する作用（電離作用）があり、この電離作用によって、生体細胞内のデオキシリボ核酸（DNA）が損傷されることは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 地域社会の崩壊」について

a アについて

おおむね認める。

b イについて

第4段落のうち「これに伴い（中略）症状の重症化のおそれが指摘されている」ことは不知。その余はおおむね認める。

c ウについて

不知。

d エについて

本件事故により、避難対象区域以外にも放射性物質が拡散したこと、東京電力福島第一原発から30キロメートル離れた場所でも年間の積算被曝放射線量が10ミリシーベルトを超える地域が存在することは認め、その地域で交わされたとされる談話の内容は不知。その余は争う。

(ウ) 「(3) 産業への影響」について

a アについて

福島県産の米から国の暫定基準値を超える放射性セシウムが検出され、出荷停止に追い込まれる事態が生じたことは認め、その余は争う。

b イについて

不知。

c ウについて

「日本政府観光局の発表では4月から9月までの上半期の外国人観光客は前年同期比で約4割の減少となっている」ことはおおむね認め、その余は不知。

(エ) 「(4) 福島以外・避難対象区域以外への被害の広がり」について

静岡茶から放射性セシウムが検出されたことは認め、その余は争う。

(オ) 「(5) 事態収束の目処はたっていない」について

政府が、平成23年12月16日に東京電力福島第一原発の原子炉が冷温停止状態に達したことを確認したことから、発電所の事故そのものは収束に至ったと判断したこと、同年11月にキセノンが検出されたことは認め、その余は争う。

ウ 「(四) 小括—原発事故被害の特質」について

東京電力福島第一原発事故の評価にわたる部分は争う。

(4) 「4 放射性廃棄物の現状」について

プルトニウム239の半減期は約2万4000年であることは認め、その余は否認ないし争う。

(5) 「5 まとめ」について

被告国が原子力発電を推進してきたことは認め、その余は否認ないし争う。

4 「第4 被告九州電力に対する差止請求」について

認否の限りでない。

5 「第5 被告国に対する差止請求」について

本件操業停止行為請求に係る訴えは、不適法であり、却下されるべきであるから、その請求原因事実については、認否の限りではない。

6 「第6 損害賠償請求」について

被告会社に対する請求に係る部分は認否の限りでない。

被告国に対する請求に係る部分は否認ないし争う。

7 「第7 まとめ」について

争う。

以上